洋上風力発電関連産業の立地促進策を検討するための調査事業業務委託仕様書

1 業務目的

千葉県では、銚子市沖、いすみ市沖、九十九里沖の3海域で洋上風力発電の導入に向けた手続が進められている。

本業務では、本県への洋上風力発電の導入を契機とした県内(特に外房地域)への関連産業の集積を図るため、洋上風力発電に関連して活用が期待される成長分野に焦点をあて、企業等の立地を促進するために必要な情報を収集し、その課題を整理・分析した上で、県が採るべき立地促進策について検討・整理することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1)委託期間:契約締結日から令和7年3月14日(金)まで
- (2) 予定価格(上限):30,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 業務内容

企業や研究機関等へのヒアリングを通じて、(1)の状況調査を実施すること。また、 その調査結果を踏まえ、(2)の立地促進策の提案を行うこと。なお、業務の遂行に あたっては、必要に応じて、アンケート調査や文献調査等を合わせて行うこと。

(1) 関連産業の立地促進策検討のための状況調査

- ア 本調査は、洋上風力発電の導入を契機として、成長が見込まれる産業を対象 に調査を行うこと。調査対象とする産業は、公募参加者が可能な限り多く提案 すること。なお、ドローン関連産業及び蓄電池関連産業については、必ず提案 すること。
- イ アで提案した産業を、関連技術ごとに分類し、それぞれの分野において、 企業や研究開発を行う機関等(以下、「企業等」)で、県内に拠点を有する企業 等や県外に立地する主要な企業等を抽出すること。
- ウ イで抽出した企業等に対し、ヒアリング調査を実施すること。ヒアリング する項目については、下記の項目を参考に、公募参加者が提案すること。訪問 の際に提示する資料の作成や日程調整、訪問記録の作成等、ヒアリングの実施 のために必要な事務も併せて行うこと。なお、ヒアリングは、必要に応じて 県職員が同行する点に留意すること。

(ア) 公募参加者が提案する産業

〇ヒアリング調査

- ・ 当該企業等の概要
- ・当該企業等が、現に所在する地域への立地に至った経緯と背景
- ・当該企業等の製品や保有する技術の洋上風力発電への活用可能性
- ・当該企業等が、実証する場合に必要となる実証フィールドの条件
- ・洋上風力発電に利用するために実証する場合の課題と、県に期待する役割
- ・当該企業等が、工場や研究施設等を立地するための条件(場所、土地の 面積、周辺インフラ等)
- ・当該企業等が、工場や研究施設等を千葉県内に新たに立地する場合のインセンティブとなる事項と、県に期待する役割
- ・県が、立地促進策を検討する上で、必要な事項であるとして、公募参加 者が提案する事項
- ・その他、県が必要と認める事項

〇 その他の調査

- ・当該産業の技術開発や、製造(サプライチェーン構造)に関する国内外 の動向
- ・洋上風力発電における当該産業の製品活用に係る国内外の動向
- ・当該産業への国や自治体による支援状況
- ・洋上風力発電において、当該産業の製品を活用する場合の課題(研究 開発課題など)
- ・県が、立地促進策を検討する上で、必要な事項であるとして、公募参加 者が提案する事項
- ・その他、県が必要と認める事項

(イ) ドローン産業

〇ヒアリング調査

- ・当該企業等の事業概要
- ・当該企業等が、現に所在する地域への立地に至った経緯と背景
- ・当該企業等の製品やドローンに関する技術の洋上風力発電への活用可 能性
- ・洋上風力発電に利用するドローンについて実証する場合の課題と、県に 期待すること
- ・当該企業等が、実証する場合に必要となる実証フィールドの条件
- ・当該企業等が、工場や研究施設等を立地するための条件(場所、土地の 面積、周辺インフラ等)
- ・当該企業等が、工場や研究施設等を千葉県内に新たに立地する場合のインセンティブとなる事項と、県に期待する役割
- ・洋上風力発電においてドローンを活用することを想定した場合に、当該 企業等にとって、必要となる人材の資格等
- ・県が、立地促進策を検討する上で、必要な事項であるとして、公募参加 者が提案する事項
- ・その他、県が必要と認める事項

〇その他の調査

- ・ドローンの技術開発や、製造(サプライチェーン構造)、ドローンを活用した主要なサービス等に関する国内外の動向
- ・洋上風力発電におけるドローン活用に係る国内外の動向
- ・洋上風力発電の風車等を活用してドローンを実証することを想定した場合の法規制や、発電事業者や風車メーカー等に対して必要となる手続き等
- ・ドローン関連産業への国や自治体による支援状況
- ・洋上風力発電において、ドローンを活用する場合の課題(研究開発課題 など)
- ・県が、立地促進策を検討する上で、必要な事項であるとして、公募参加 者が提案する事項
- ・その他、県が必要と認める事項

【留意事項】

・無人航空機のほか、ROV (遠隔操作型無人探査機)、AUV (自立型 無人探査機) などの水中ドローンも調査対象とすること。

(ウ) 蓄電池産業

〇ヒアリング調査

- ・当該企業等の事業概要
- ・当該企業等が、現に所在する地域への立地に至った経緯と背景
- ・当該企業等が、実証する場合に必要となる実証フィールドの条件
- ・洋上風力発電に利用する蓄電池について実証する場合の課題と、県に 期待すること
- ・当該企業等が、工場や研究施設等を立地するために必要となる諸条件 (場所、土地の面積、周辺インフラ等)
- ・当該企業等が、工場や研究施設等を千葉県内に新たに立地する場合の インセンティブとなる事項と、県に期待する役割
- ・県が、立地促進策を検討する上で、必要な事項であるとして、公募参加者が提案する事項
- その他、県が必要と認める事項

〇洋上風力をはじめとした再生可能エネルギーにおける蓄電池の活用に 係る調査

- ・洋上風力をはじめとした再生可能エネルギー発電所に蓄電池を設置 する場合に必要な広さ、それを維持管理するために必要な人員体制や、 管理等に必要となる資格など
- ・発電事業者が、蓄電池を設置した場合に、当該蓄電池の電力を地元が活 用する可能性や活用する場合のスキーム、法規制等の状況
- ・発電事業者が設置した蓄電池の電力を、地元で活用してもらうために、 県や市町村から、発電事業者に対して取り組むべき内容

〇その他の調査

- ・蓄電池の技術開発や、製造(サプライチェーン構造)に関する国内外 の動向
- 洋上風力発電における蓄電池活用に係る国内外の動向
- ・蓄電池関連産業への国や自治体による支援状況
- ・県が、立地促進策を検討する上で、必要な事項であるとして、公募参加者が提案する事項
- ・その他、県が必要と認める事項
- エ アからウまでの調査を踏まえ、洋上風力発電において、千葉県に関連産業を 誘致するための課題及び、関連産業の誘致に向けて県が取り組むべき内容を 産業別に整理をすること。

(2) 関連産業・研究機関の立地促進策の提案

(1)の調査内容を踏まえ、県内に関連産業や研究機関を誘致するための促進策を、(1)で調査した産業別にそれぞれ提案すること。提案に当たっては、以下の点に留意すること。

【留意事項】

- ○他の地方公共団体の状況を踏まえ、新たに企業を立地する場合のインセンティブ導入を検討すること。
- \bigcirc (1) で整理した県が取り組むべき内容と、その他必要な取組を、時間軸とともに段階的、具体的に提案すること。

4 結果報告

8月から11月の間を目途に、本事業の進捗状況の中間報告を行うこと。また、 完了後には、業務の内容及び成果が分かる実績報告書(様式任意)を作成し、結果 報告を行うこと。報告の時期については、契約の締結後に県と受託者で協議の上、 決定するものとする。

5 業務の実施方法

- (1) 本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、 県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の進捗状況について随時報 告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県 が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (2)受託者は、契約締結後、速やかに業務実施計画を提出し、県と協議の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定すること。

6 成果品

(1) 報告書 5部(簡易製本(A4版))

(2) 電子媒体 2部(DVD-R)

(3) その他関連資料 一式

※本業務で得たすべての成果品の著作権は、県に帰属するものとし、県の承諾なく第 三者に貸与及び公表してはならない。

7 経費

本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むこと。ただし、備品等財産の取得に関わる費用は含めないものとする。

8 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (4) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、県から提供された資料等あるいは県に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、県の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに県に返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。